

介護事業協同組合の役割と意義*

山口 弘幸**

Care business cooperative of the role and significance

Hiroyuki YAMAGUCHI**

要旨

介護分野における外国人技能実習制度の導入に伴い、事業協同組合の設立が増加している。技能実習制度や事業協同組合の目的や役割を踏まえて、介護事業協同組合の活用のあり方と可能性について事例検討を行った。介護事業協同組合の役割と意義として、経営資源の共有化、非営利団体としての事業展開、介護事業のグローバル化の活用可能性について見出すことができた。

事業協同組合としての本来の理念や役割に根ざして、有効に活用されるよう、様々な実践や形態の中からその意義や可能性について検討していくことが重要である。

はじめに

少子高齢化の進展と人口減少社会の到来は、地域の持続可能性を問う一方、様々な産業において人材確保の課題を突きつけている。そうした中でダイバーシティマネジメントやAIといった経営革新、技術革新などへの対応が事業者には求められつつある。

とりわけ我が国における介護を取り巻く状況は、急速な高齢化の進展の中で、介護の長期化や重度化、介護者の高齢化や介護離職といった家族介護を取り巻く社会問題が顕在化してきている。そうした問題への対応として、地域で様々なサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が進められており、効率的で拡がりのある介護福祉サービスが求められていく中で、中小の介護事業者は大手の企業や法人とどのように渡り合っていくのか、しのぎを削る時代に突入している。またサービスを支える人材確保についても、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には約38万人の不足が見込まれており、その対応として女性、高齢者、障害者の活用とともに外国人労働者の導入が目指されるようになった。その対応とし

て、EPAや在留資格「介護」の創設とともに、2017年11月から国は外国人技能実習制度の対象職種の中に介護職種を追加した。こうした技能実習生の受け入れ母体として、労働力確保を図る中小の介護事業者が事業協同組合を設立する動きが急速に拡大している。

しかし事業協同組合を活用した外国人技能実習生の受け入れに際して、他の先行した産業分野からは技能実習生の失踪問題、様々な人権の保障、職場環境の整備といった課題が提示されており、それらの課題に対して、どのように介護分野における事業協同組合（以下介護事業協同組合）が対峙していくのかがこれから問われることになる。その際相互扶助の精神のもと、組合員相互の経営課題の解決を目指す本来の事業協同組合の役割や意義に照らして、様々な課題を共有し、連携・協同を重ねることは、時代や社会の動きに対応した中小の介護事業者の持続的発展並びに経営基盤の強化につながるものであると考えられる。

本稿は、技能実習制度における介護職種の位置づけや事業協同組合の目的と役割を踏まえつつ、介護事業協同組合の活動において先駆的实践を行っている茨城県福祉介護事業協同組合の活動の調査報告をもとに、介護事業協同組合の役割と意義について論及するものである。

1 技能実習制度における介護職種の位置づけ

外国人技能実習制度の目的は、日本で培われた技能や技術、知識を開発途上国等への移転を図り、その開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に貢献することであり、国際協力を推進するものとして1993年に制度化されている。

外国人技能実習制度は、2017年11月より施行されている「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下技能実習法）に基づいて現在実施されており、その基本理念に

* Received December 12, 2017

** 長崎ウエスレヤン大学 現代社会学部 社会福祉学科、Faculty of Contemporary Social Studies, Nagasaki Wesleyan University, 1212-1 Nishieida, Isahaya, Nagasaki 854-0082, Japan

は技能実習について、「技能等の適切な習得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境でおこなわなければならない」ことや、「労働力不足を補うなど、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」ことが明示されている。

技能実習生の主な要件として、①18歳以上であること、②制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者であること、③帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること、④企業単独型技能実習の場合にあっては、申請者の外国にある事業所又は申請者の密接な関係を有する外国の機関の事業所の常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること、⑤団体監理型技能実習の場合では、従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験を有すること又は技能実習に従事することを必要とする特別な事情があること、⑥団体監理型技能実習の場合にあっては、本国の公的機関から推薦を受けて技能実習を行おうとする者であること、⑦同じ技能実習の段階に係る技能実習を過去に行ったことがないことが求められている。

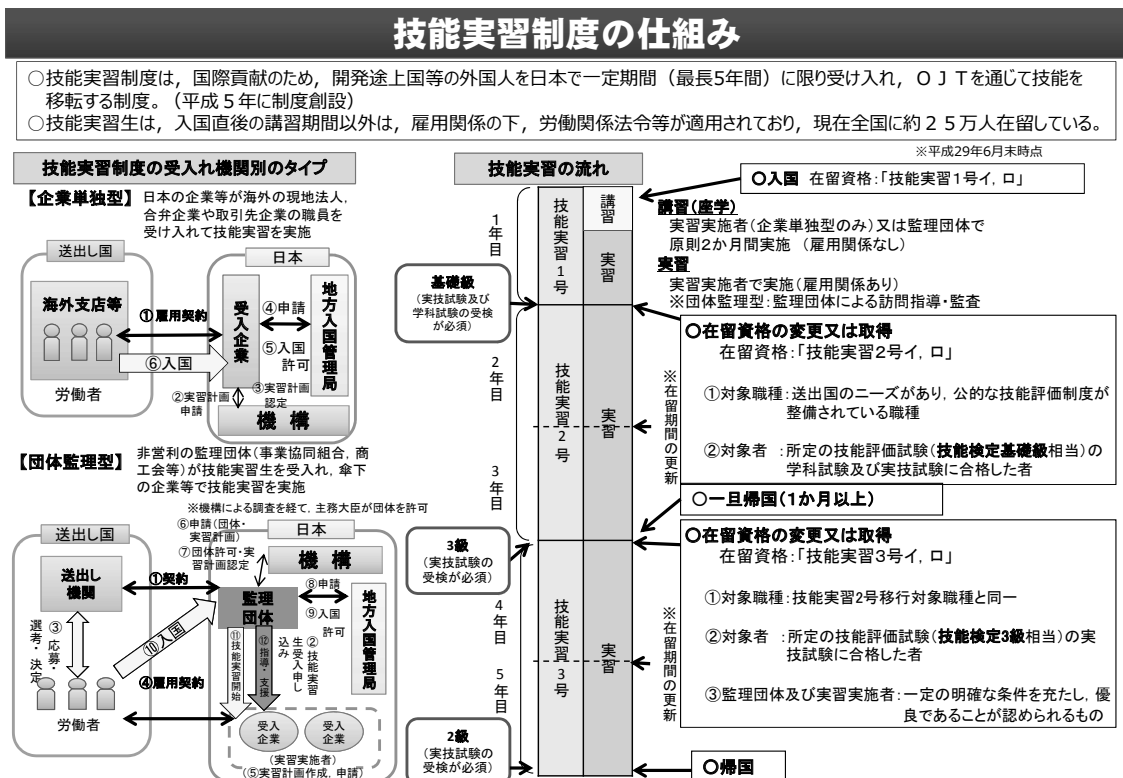
外国人技能実習制度の展開として、外国人技能

実習生は日本に入国直後の講習期間以外は、企業等の実習実施者と雇用関係を結び、技能実習計画に基づいて技能等の修得が目指されている。分野としては建設業、農業、漁業等が2017年11月に加わった介護分野より先行して実施されており、現在日本には2017年6月末時点で約25万人の外国人技能実習生が在留している状況にある。

技能実習生を受け入れる枠組みとしては、①日本の実習実施者が海外の現地法人等の職員を受け入れて技能実習を行う企業単独型、②商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等といった非営利団体が、国が定めた「介護」職種の要件を満たした上で技能実習生を受け入れ、傘下の企業である実習実施者に技能実習を行わせる団体監理型の2つに分けられる。事業協同組合は中小企業団体に位置付けられるので団体監理型である。団体監理型の技能実習生の募集を行うのは、日本の監理団体に申し込みを取り次ぐ送出機関である。

技能実習生の受け入れ期間については、最長5年間であり、技能実習1号（1年間）、技能実習2号（2年間）、技能実習3号（2年間）の3段階に整理されており、各段階においては技能実習生、監理団体、実習実施者それぞれに求められる要件や目標、水準が明示されている。（図1）

（図1）技能実習制度の仕組み



技能実習生を巡る課題として、失踪者数の増加が問題となっており、2015年には失踪者が5800人を超えている。その背景には外国人技能実習生を紹介するブローカーへの紹介料等の負債の増加、日本の一部企業による最低賃金以下の雇用形態や劣悪な職場環境など、生活や金銭に追い詰められての失踪といった構造的要因があるとされており、技能実習法の適正な実施と外国人技能実習生への保護が求められている。また日本の監理団体が送出機関に対して、監理費に該当しない不当なキックバックを要求するなどの問題が発生しており、監理団体と送出機関との関係性のあり方について問われている。

外国人技能実習制度における介護職種の受け入

れにあたっては、①介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること、②外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること、③介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすることという3要件に対応できるよう、国は制度設計を進めるとし、技能実習生受け入れに伴う介護に対するイメージの変容や介護サービスの特性に基づく懸念への対応を図っている。具体的には、技能実習法そのものの制度の見直しや介護固有の要件等を設定し、技能実習制度における介護職種の受け入れにあたっての7つの要件を明示している。(図2)

(図2) 技能実習制度における介護職種受け入れの要件

技能実習制度への介護職種の追加に当たっての要件設定について

○ 介護の技能実習生の受け入れに当たっての要件は、下記の「外国人介護人材受け入れの在り方に関する検討会中間まとめ」(平成27年2月4日)での提言内容に沿って設定。	
1. 移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・ところからのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務＝身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等) ・関連業務＝身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し送り等) ・周辺業務＝その他(お知らせなどの掲示物の管理等)
2. 必要なコミュニケーション能力の確保	・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 ・入国後、OJTや研修等により、専門用語や方言等に対応 (参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験 独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)
3. 適切な公的評価システムの構築	・試験実施機関は、技能実習の新制度で求められる要件を満たす団体を選定 ・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 2年目 指示の下であれば、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方にに基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方にに基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル
4. 適切な実習実施機関の対象範囲の設定	・「介護」の業務が現に行われている機関を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設) ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している機関(原則として設立後3年を経過している機関)に限定
5. 適切な実習体制の確保	・受け入れ人数の上限 小規模な実習機関(常勤職員数30人以下)の場合、常勤職員総数の10%まで ・受け入れ人数の算定基準 「常勤職員」の範囲を「主たる業務が介護等の業務である者」に限定 ・技能実習指導員の要件 介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等 ・技能実習計画書 技能移転の対象項目ごとに詳細な作成を求める ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ
6. 日本人との同等処遇の担保	「日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であることを徹底するため、以下の方策を講じる ・受入時 : 賃金規程等の確認 ・受入後 : 訪問指導時の関係者のヒアリングや賃金台帳の確認、監理団体への定期報告 ※EPAIにおける取組を参考に、監理団体による確認等に従わない実習実施機関は、技能実習の実施を認めないことも検討
7. 監理団体による監理の徹底	・技能実習制度本体の見直しによる、新制度に沿った監理の徹底を図る

厚生労働省社会援護局 (2017)「技能実習「介護」における固有要件について」説明資料より抜粋、筆者一部改変

外国人技能実習制度における介護職種の位置付けについて、技能実習生は介護現場の労働力の不足を補うものではなく、あくまで技能移転が目的である。受け入れ母体となる監理団体や実習実施者には、介護職種受け入れにあたっての要件に根ざした体制整備と適切な運用実施が求められている。

2 事業協同組合の目的と役割

日本における事業協同組合の歴史は、1949年に

施行された中小企業等協同組合法(以下中協法)にまで遡る。事業協同組合は、中協法の中の中小企業等組合の中に位置づけられているが、中小企業等組合は、中小企業らが互いに協力し、助け合う精神に基づいて協同で事業を行うことを目的として設立された組織である。事業協同組合の他には事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合が位置づけられている。1963年の中小企業基本法の制定により、中小企業と大企業との格差是正を図っていくことが具体的な目標とさ

れる中、その対応策として中小企業等組合が全国各地に設立された。そうした中で中小企業等組合は、相互扶助の理念に基づく協同組織として、共同経済事業などを通じて中小企業の経営基盤の強化に大きな役割を果たしてきた。

しかし高度経済成長が終了し、グローバル化や情報化の進展などにより、社会や経済が大きく移りゆく中で、時代の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、新たな技術や製品等を開発し、市場の活性化を図っていくことが求められるようになった。こうした中で、1999年に中小企業基本法は全面的に改正され、中小企業施策に関する基本理念が、大企業との格差是正から多様で活力ある中小企業の育成・発展へと転換された。それとともに中小企業等組合についても、中小企業が有する機動性、柔軟性や創造性などを生かして経営資源の相互補完を図るための組織として、位置付けられるようになった。

こうした時代と社会の変化の流れの中で、現在中小企業等組合は減少傾向にあり、2015年12月時点で37,077組合となっている。その内事業協同組合の数は、29,154組合となっており、中小企業等組合全体の中で、78.6%の構成比となっている。

事業協同組合の基準としては、①相互扶助目的、②加入・脱退の自由、③議決権、選挙権の平等、④余剰金配当の基準が示されている。また原則として①直接奉仕の原則、②政治的中立の原則の2点を順守することが求められている。

事業協同組合の目的については、中協法において「組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員の公正な経済活動の機会を確保し、組合員の経済的地位の確保を目的とする」となっており、組合による経済利潤の追求よりも、組合員に対する支援活動が優先される。

また事業協同組合の役割について、中協法によれば、①生産、加工、販売、購買などの組合員の事業のための共同施設、②組合員に対する福利厚生施設、③組合員に対する貸付け、組合員のための借入、④組合員の技術・知識の教育、情報の提供に関する施設、⑤組合員のための新技術の研究、需要の開拓に関する施設、⑥組合員の経済的地位向上のための協約の締結とその実施内容が定められている。これら実施内容をすべて網羅しなければならないということではないが、事業協同組合の目的と役割として、相互扶助の精神のもと、組合員のための共同事業を柱にしていくことが求められている。

技能実習制度への介護職種の追加に伴って、その受け入れ母体として急速に広がっている介護事業協同組合においても、こうした目的や役割を踏まえて活動を展開することが求められている。

3 茨城県福祉介護事業協同組合の活動

事例の選定にあたっては、①外国人技能実習生の受け入れ以前から事業協同組合の目的や各割に沿った活動を行っている団体であること、②外国人技能実習生の受け入れ準備を進めている団体であること、③地域貢献や教育活動に取り組んでいる団体であることの3点から茨城県福祉介護事業協同組合を取り上げた。その理由として、本学における外国人介護人材の養成の方向性と地域包括ケアをみずえた新たな地域貢献のあり方を検討するにあたり、有用な示唆が得られるものと推測されるためである。

茨城県福祉介護事業協同組合の活動については、理事長へのインタビュー調査の結果やホームページ、事業報告書等の資料を中心にまとめている。

I 概要

名称	茨城県福祉介護事業協同組合
所在地	茨城県つくば市
設立	2005年8月
組合員	13社
組合員資格	・介護保険法の規定による指定を受けた事業者であること ・茨城県内に事業所を有すること
業種	介護福祉事業
主な共同事業	共同宣伝事業、教育研修事業、調査研究事業、情報提供事業
組合の主財源	賦課金、補助金、助成金

II 設立の経過と活動

茨城県福祉介護事業協同組合は茨城県内の中小の介護サービス事業者13社が結集し、2005年8月に設立された。設立の発起団体として中心となったのが、株式会社つくばエデュースである。同社は、小中高生の学習塾や外語学院、通信制高校サポート校の運営などを行っていたが、訪問介護員養成講座を始め、その修了者の仕事の場を設けようということから介護施設の運営に乗り出した。介護事業所としては短期入所生活介護事業所あいりレーつくばと小規模多機能型居宅介護事業所あいりレー・ケアホームつくばを運営している。

設立の経過としては、訪問介護養成講座事業を通して、茨城県内の各地域の事業所との結びつきがあり、やがて事業協同組合を設立する機運が盛り上がったという。その背景について、社会福祉協議会や社会福祉法人といった非営利団体が地域において、入所型サービスから在宅サービスまで幅広く展開しており、福祉・介護の株式会社に対しては営利目的との見方から地域に取り残されていく不安を感じていたとのことである。そうした中で事業協同組合の所管となる中小企業庁や中小企業団体中央会からは、福祉・介護の株式会社は「成長産業の健康福祉産業」、「地域での雇用創出」と応援される中で事業協同組合を設立している。

事業協同組合の活動として、中小企業施策に位置付けられた事業協同組合の育成にかかわる様々な補助金を活用し、介護事業協同組合としての活動を展開している。全国中小企業団体中央会からホームページの制作や介護福祉士養成講座、防災についての取り組み調査などで補助金を受けたほか、県社協と並び立つ中で、茨城県の処遇改善プロセス支援事業の補助金を受けて、組合員であれば無料で学ぶことができる資格取得のスキルアップ研修やキャリアアップ研修を実施している。

近年の活動としては、介護職員初任者研修、介護福祉士試験受験対策研修やケアマネージャー試験受験対策研修といった資格取得研修や接遇マナー研修やレクリエーション技術研修といったキャリアアップ研修など国・県の事業補助金等を活用して、組合員の人材育成を進めている。また各都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金に位置付けられた茨城県の複数事業所連携事業や業種別中小企業団体助成金にも採択され、他府県への市場調査やIT機器・介護予防専門機器の試行導入、離職防止とやりがい支援のための介護職員向けメール相談事業などの調査・実証実験事

業を実施している。この他にも行政などへの提言・要望活動、共同の宣伝、資材購入など組合員が結束して事業にあたっている。

III 特徴的な取り組み

2015年にスタートした「いばらき介護体験キャンプ」は、地域の小中学生と高齢者が交流する機会の提供を目的に、高齢者との交流や車いす体験、レクリエーションの企画立案などを通して、介護の魅力、やりがいを体験したほか、バーベキューやテント設営などを体験できる1泊2日の宿泊体験型プログラムを展開している。2015年度、2016年度は国立青少年教育振興機構子ども夢基金青少年体験事業として、2017年度はつくば市アイラブつくばまちづくり補助金、茨城県女性・若者企画提案チャレンジ支援事業として実施され、多くの子供たちが参加している。各組合員の事業所では、そうした子どもたちを受け入れ、介護・福祉への関心を高める取り組みとともに、集団生活の基本的ルールや個性を認め、協力して生活する大切さを学ぶ機会が作り出している。こうした取り組みについて、2016年に全国介護事業者協議会全国事例発表会優秀賞を受賞している。

また介護事業の海外展開を見すえて、組合発起人団体がJICAの移住者・日系人支援連携事業に応募し、中南米の日系社会とつながる中で現地の開発課題の解決と民間企業の事業展開の可能性を探るため、2016年9月にアルゼンチンやパラグアイに視察に出かけている。そうした情報について組合間で共有し、今後の事業展開について模索している。

IV 今後の展開

外国人技能実習生受け入れ事業の実施に向けて、茨城県福祉介護事業協同組合が監理団体となるよう、受け入れ体制の準備を進めている。送出国としては中国とインドネシアを選定している。またJICAの移住者・日系人支援連携事業の一環で、2018年度のJICA日系研修受け入れ事業に組合発起人団体が採択されており、中南米12か国の日系人が、「高齢者介護サービスにおける人材育成システム」という内容で、日本国内で実地研修を行う計画である。研修や発表などは茨城県福祉介護事業協同組合の活動に合わせて展開される予定である。

4 介護事業協同組合の役割と意義

介護業界の動向として、高齢化の進展とともに市場規模が拡大する一方、大手業界による参入等が相次ぎ、競争環境が激化している。東京商工リサーチによれば、2016年度の「老人福祉・介護事業」倒産は108件と過去最多を記録しており、倒産した事業者の状況として、従業員5名未満が全体の73.1%、設立5年以内が50%を占め、小規模で参入間もない新規事業者が倒産に追い込まれている。また倒産の原因としては、販売不振が全体の6割を占めているという。介護報酬や人材確保の困難性など様々な経営課題が山積し、厳しい事業運営を余儀なくされている中で、介護事業協同組合の役割と意義にはどのようなものが見いだせるだろうか。

茨城県福祉介護事業協同組合では、組合発起人団体がこれまで培ってきた教育事業のノウハウを活かして、組合員同士での情報交換、様々な助成金・補助金の活用による人材育成、情報発信と教育・研修事業の充実した取り組みから組合員である事業所の経営力を向上させて、介護事業者がさらなる発展をしていくための様々な取り組みを進めている。

こうした取り組みから考えられる介護事業協同組合の役割と意義として、次の3点が考えられる。

まず1点目として、経営課題の共有のみならず、経営資源の共有が可能であることが挙げられる。本事例からは中小の介護事業者が協働することによって、事業所間の垣根を越えて、人材確保や育成をはじめとした取り組みについて共同で進めていくことができることを示唆している。

次に2点目として、非営利団体としての事業展開が可能であることが考えられる。単独の営利企業ではなく、事業協同組合という非営利団体としての特性を活かして、自治体等との委託契約がスムーズに展開できることや、従来の福祉関連の助成金や補助金にとらわれず中小企業の支援策を活用して、組合員の経営基盤を強化することにつなげていけることを明示している。

3点目としては、介護事業のグローバル化への対応が可能であることが挙げられる。本事例の外国人技能実習生受け入れの方向性のみならず、介護分野におけるJICAの日系研修の取り組みは、人材育成や国際貢献にとどまらず、海外への事業進出に向けた足がかりとなるものであると考える。こうした取り組みが進展する中で、海外の日本の介護に対する評価が高まり、海外の評価に触

発される形で日本国内の介護に対する再評価につながる好循環が生まれていくことを期待したい。

中小企業の組織化について、筒井(2016)は「組織化は、単独では力の弱い中小企業者がその弱点を補完・補強するための相互扶助の体系であり、手段である。そして今日においてもその機能は失われていない」と述べている。介護事業協同組合においても、相互扶助の精神で、組合事業を通して経営資源を補い合いながら課題解決を図る事業体であり、手段であると考えられる。

各組合員が主体性を持って現実課題に対峙し、取り巻く経営資源を冷静にみつめ、創意工夫の手段として、事業協同組合には様々な共同事業が展開されうる可能性を持っている。それらは中小の介護事業者の持続的発展並びに経営基盤の強化のみならず、地域の介護サービスの基盤強化につながるものであると言える。本事例に限らず他の介護事業協同組合においては、介護人材の共同募集にとどまらず、組合間での配置転換やキャリアパスの共有化など様々な共同事業が行われている。介護事業協同組合が外国人技能実習生の受け入れ母体としてのみ機能するのではなく、事業協同組合としての本来の理念や役割に根ざして、有効に活用されるよう、様々な実践の中から介護事業協同組合の意義や可能性についてより検証されていく必要がある。

おわりに

本稿では、介護事業協同組合の役割と意義について、先進事例を通して、経営資源の共有化、非営利団体としての事業展開、介護事業のグローバル化の活用可能性について見出すことができた。しかしそれらは介護分野における同業種間の事業協同組合の考察に限られる。

地域包括ケアシステムの構築が進められていく中では、介護と医療との連携がますます重要視されていく。今後は介護と医療といった異なる業種が取り込まれた事業協同組合が設立され、小地域単位での新たな地域包括ケアシステムの構築形態の一つとして機能していくことも考えられる。

様々な可能性を持つ事業協同組合の活動を模索する中で、人材育成の役割を担う教育機関にはどのような形で連携や地域貢献がはたさうであろうか。今後も介護事業協同組合の活用のあり方や可能性について、医療機関や教育機関等の連携の方向性をみすえながら検討を重ねていきたい。

謝辞

茨城県福祉介護事業協同組合理事長の村上様には、介護分野における事業協同組合の意義と可能性について大変貴重なご意見を頂いた。心より感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 軍司聖詞「外国人技能実習生の受け入れにおける事業協同組合の役割」『農村計画学会誌』第32巻、pp.305-310、2013年
- 2) 佐久間一浩「中小企業連携組織の動向と成長が期待される事業活動分野」『青山経営論集』第48巻第3号、pp.85-116、2013年
- 3) 「小さな力を結集！「介護事業協同組合」の大きな役割～組合活動の現場報告～」『最新介護経営介護ビジョン』2015年8月号、pp.58-63、2015年
- 4) 東京商工リサーチ『2016年（1-12月）「老人福祉・介護事業」の倒産状況』http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20170111_01.html、2017年11月27日
- 5) 村上義孝「介護事業協同組合の活用方法」『第7回未来志向型介護経営研究会』報告資料、2017年
- 6) 一般社団法人介護福祉経営人材教育協会「介護事業協同組合を経営に活用しよう」『介護福祉経営士ニュース』No.41、pp.2-3、2017年
- 7) 飯岡達郎「いばらぎ介護体験キャンプ2015—高齢者と地域児童の交流を通して—」『介護チームマネジメント』Vol.14 No.1、pp.2-6、2017年
- 8) 一般財団法人商工総合研究所「組織化の現状と新たな展開」平成27年調査研究事業報告書、2016年
- 9) 法務省入国管理局・厚生労働省人材開発統括官「新たな外国人技能実習制度について」説明資料、2017年
- 10) 厚生労働省社会援護局「技能実習「介護」における固有要件について」説明資料、2017年

